

雇児福発0524第1号
平成25年5月24日

各 都道府県
指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課長
(公 印 省 略)

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金
交付要綱等の改正点及びその運用について

1. 事務費関係

(1) 公務員の給与改定に関する取扱いについて(平成25年1月24日閣議決定)に基づき、7月に施行される地方公務員の給与削減を踏まえた保護単価(算定基準)を設定。

※ 施行後の単価を反映させた年額は()書きで記載。

(2) 心身に障害を有するなど特に対応が困難な母子が4人以上いる場合に、母子支援員(非常勤)を配置する特別生活指導費加算について、当該母子が8人以上いる場合に2人目の配置を可能とする。

(3) 児童養護施設の本体定員と地域小規模児童養護施設の定員を合計して41人以上となる場合の単価を設定。(児童養護施設の栄養士関係)

(4) 児童相談所一時保護所関係

① 心理職員の配置

1施設当たり年額 5,323,644円 → 5,142,795円

② 個別指導を行う主任児童指導員の配置

1施設当たり年額 5,077,269円 → 4,799,304円

③ 看護代替要員費

職員1人日額 5,920円 → 同 額

※地方公務員の給与削減を踏まえた単価を記載。

(5) 小規模グループケアの推進

(児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設)

1施設当たり年額 6,587,144円 → 6,656,100円
→ (6,508,654円)

(6) 里親支援専門相談員加算 (児童養護施設、乳児院)
1 施設当たり年額 5, 406, 934円 → 5, 420, 565円
[里親支援のための交通費を含む] → (5, 252, 444円)

(7) 個別対応職員加算 (乳幼児10人未満を入所させる乳児院、母子生活支援施設)
1 施設当たり年額 5, 323, 644円 → 5, 329, 425円
→ (5, 142, 795円)

(※ 児童養護施設、乳児院 (乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く)、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設は一般分保護単価に算入)

(8) 夜間警備体制の強化 (母子生活支援施設)
1 施設当たり年額 1, 941, 800円 → 同 額
[夜間における警備体制を強化するための警備員雇上費を算定]

(9) 苦情解決対策経費の計上 (各施設一般分保護単価に算入)
1 施設当たり年額 24, 210円 → 同 額
[第三者委員会の開催に係る経費 (旅費、会議費) を算定]

(10) 地域小規模児童養護施設
1 施設当たり年額 14, 602, 616円 → 14, 614, 090円
→ (14, 152, 577円)

(11) 小規模分園型 (サテライト型) 母子生活支援施設
1 施設当たり年額 7, 603, 544円 → 7, 609, 678円
→ (7, 329, 761円)

(12) 心理療法担当職員加算
(児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童自立支援施設)
1 施設当たり年額
常勤職員配置 5, 323, 644円 → 5, 329, 425円
→ (5, 142, 795円)
常勤的非常勤職員配置 3, 303, 306円 → 3, 307, 283円
非常勤職員配置 2, 204, 968円 → 2, 204, 769円
[心理療法担当職員に係る経費、訪問指導旅費 (月10回)、嘱託精神科医 (月1回) 等を算定]

(13) 広域入所促進事業 (母子生活支援施設)
1 施設当たり年額 45万円以内 → 同 額
[施設機能強化推進費]

- (14) 看護師加算（児童養護施設）
 1施設当たり年額 4,713,696円 → 4,719,558円
 → (4,551,295円)
- (15) 入所児童の自立支援（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設（各施設一般分保護単価に算入））
 1施設当たり年額 1,974,280円 → 1,974,071円
- (16) 業務省力化等勤務条件改善費
 週所定労働時間40時間の実施
 ①児童指導員、保育士等直接処遇職員
 職員1人年額 285,700円 → 同 額
 ②調理員
 職員1人年額 276,640円 → 同 額
- (17) 年休代替要員費
 ① 直接処遇職員
 職員1人年額 118,400円 → 同 額
 ② 調理員
 職員1人年額 106,400円 → 同 額
- (18) 社会保険料事業主負担金 19.458% → 19.694%
- (19) 管理宿直専門員
 1施設当たり年額 1,326,675円 → 同 額
- (20) 職員健康管理費
 常勤・非常勤職員 6,588円 → 6,389円
- (21) ボイラー技士雇上費
 職員1人年額 2,413,238円 → 2,413,039円
- (22) 非常勤保育士賃金
 職員1人年額 232,360円 → 同 額
- (23) 非常勤調理員賃金
 職員1人年額 1,670,480円 → 同 額
- (24) 児童自立支援施設学科指導員講師手当
 1施設当たり年額 7,604,240円 → 同 額

(25) 児童養護施設特別指導費、乳児院（定員40人以上）家庭支援専門相談員、母子生活支援施設特別生活指導費 職員1人年額	1, 8 6 7, 3 2 8 円 → 1, 8 6 7, 1 2 9 円		
(26) 学習指導費 (児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親) 1人当たり月額	7, 9 5 0 円 → 7, 9 2 0 円		
(27) 嘱託医手当 (児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院) 嘱託医1人年額	3 2 5, 6 8 0 円 →	同	額
(児童自立支援施設) 嘱託医1人年額	6 5 1, 3 6 0 円 →	同	額
(28) 協力医療機関委託費（乳児院） 1施設当たり年額	7 0 5, 6 4 0 円 →	同	額
(29) 入所児童（者）処遇特別加算 400時間 ～ 800時間	4 3 5, 0 0 0 円 →	同	額
800時間 ～ 1,200時間	7 2 6, 0 0 0 円 →	同	額
1,200時間以上	1, 0 1 6, 0 0 0 円 →	同	額
(30) 除雪費 定員1人（母子生活支援施設にあつては1世帯）年額	5, 6 8 0 円 →	同	額
(31) 降灰除去費 1施設当たり年額	1 3 9, 8 6 0 円 → 1 3 9, 9 6 0 円		

※（ ）書きは公立施設の場合。

2. 事業費関係

(1) 一般生活費

①児童養護施設

・乳児分1人月額	5 4, 7 3 0 円 →	同	額
・乳児以外分1人月額	4 7, 4 3 0 円 →	同	額

②児童自立支援施設

・入所児分1人月額	4 7, 4 3 0 円 →	同	額
・通所児分1人月額	1 4, 6 0 0 円 →	同	額

③情緒障害児短期治療施設				
・入所児分1人月額	47,860円	→	同	額
・通所児分1人月額	14,600円	→	同	額
④里親				
・乳児分1人月額	54,980円	→	同	額
・乳児以外分1人月額	47,680円	→	同	額
⑤乳児院				
・3歳未満児分1人月額	54,730円	→	同	額
・3歳以上児分1人月額	47,430円	→	同	額
⑥ファミリーホーム				
・乳児分1人月額	54,730円	→	同	額
・乳児以外分1人月額	47,430円	→	同	額
⑦自立援助ホーム1人月額	10,340円	→	同	額
⑧母子生活支援施設				
・入所者1人月額	3,550円	→	同	額
・保育室保育入所児童				
3歳未満児1人月額	8,890円	→	同	額
3歳以上児1人月額	5,500円	→	同	額
⑨乳児院病虚弱等児童加算費				
児童1人月額	94,750円	→	95,000円	
⑩児童相談所一時保護所(一時保護委託を含む)				
・乳児1人日額	1,800円	→	同	額
・乳児以外分1人日額	1,560円	→	同	額
⑪里親の一時的な休息のための援助経費				
1日当たり	5,500円	→	同	額
[児童の飲食物費など]				

(2) 被虐待児受入加算費

①児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム				
児童1人月額	26,100円	→	同	額
②一時保護委託				
児童1人日額	850円	→	同	額

(3) 分娩介助料 1件当たり 193,090円 → 同 額

(4) 教育費

・小学校 児童1人月額	2,110円	→	同	額
・中学校 児童1人月額	4,180円	→	同	額
・特別支援学校高等部 児童1人月額	4,180円	→	同	額

・入学時特別加算費 児童1人年額 58,960円 → 59,010円

(5) 見学旅行費

・小学校第6学年児童1人年額 20,600円 → 同 額
 ・中学校第3学年児童1人年額 55,900円 → 同 額
 ・高等学校第3学年（特別支援学校高等部を含む。）
 児童1人年額 108,200円 → 同 額

(6) 入進学支度金

・小学校 児童1人年額 39,500円 → 同 額
 ・中学校 児童1人年額 46,100円 → 同 額

(7) 特別育成費

・国公立分 児童1人月額 22,270円 → 同 額
 ・私立分 児童1人月額 32,970円 → 同 額
 ・入学時特別加算費 児童1人年額 58,960円 → 59,010円
 ・資格取得等特別加算費 児童1人年額 55,000円 → 同 額
 ※資格取得等特別加算費については、中卒・高校中退等児童に対象拡大

(8) 期末一時扶助費 児童1人年額 5,070円 → 同 額

(9) 児童用採暖費

区 分	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	その他の地域
児童養護施設等	6,820円	5,220円	3,380円	2,520円	1,260円
乳 児 院	7,210円	5,660円	3,590円	2,620円	1,260円
母子生活支援施設等	1,130円	960円	590円	380円	190円

(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行（平成16年10月28日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。

(10) 就職支度費 1件当たり 79,000円 → 同 額
 特別基準 1件当たり 189,510円 → 同 額

(11) 大学進学等自立生活支度費 1件当たり 79,000円 → 同 額
 特別基準 1件当たり 189,510円 → 同 額

(12) 葬祭費 1件当たり 153,900円 → 同 額

(13) 里親手当 児童1人目月額 72,000円 → 同 額

(14) 専門里親手当	児童1人目月額	123,000円	→	同	額
(15) 一時保護委託費	一時保護委託児童1人当たり日額	2,360円	→	同	額
(16) 児童養護施設分園型自活訓練事業	1施設当たり年額	4,695,000円	→	同	額
(17) 家族療法事業費	(情緒障害児短期治療施設、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設)				
	実施延家族数が年間125家族以上	1施設当たり年額	2,000,000円	→	1,999,000円
	実施延家族数が年間125家族未満	1施設当たり年額	1,000,000円	→	999,000円

3. その他

- (1) 「児童福祉施設設備及び運営に関する基準」において、平成25年4月1日より職員配置基準の引上げが行われたところであるが、公設民営の施設で指定管理者制度を導入し、複数年契約としている場合においても、措置費の基本的な人員配置の引上げに伴う職員の確保と、必要な加算職員の配置に対応した契約の見直しについて、引き続き配慮をお願いしたい。

別紙1 管理費単価表

事務費の保護単価に含まれている管理費

定員	①児童養護施設	③児童自立支援施設
人	円	円
30まで	23,402	23,832
31～35	21,176	21,654
35～40	18,947	19,474
41～45	17,699	18,332
46～50	15,679	17,039
51～55	14,842	16,170
56～60	14,005	15,301
61～65	13,384	14,650
66～70	12,763	13,999
71～75	12,299	13,568
76～80	11,833	13,135
81～85	11,639	12,980
86～90	11,445	12,825
91～95	11,167	12,684
96～100	10,886	12,541
101～105	10,722	12,310
106～110	10,491	12,075
111～115	10,314	11,879
116～120	10,135	11,682
121～125	9,985	11,612
126～130	9,833	11,540
131～135	9,793	11,402
136～140	9,753	11,264
141～145	9,636	11,216
146～150	9,518	11,167
151以上	9,409	11,047

④乳児院			
定員	2歳未満児	2歳児	3歳以上児
人	円	円	円
10まで	61,100	56,162	50,895
11～15	46,690	42,561	34,285
16～20	40,648	35,925	28,166
21～25	35,044	32,166	24,718
26～30	33,586	29,912	22,671
31～35	32,284	28,717	21,424
35～40	30,981	27,523	20,178
41～45	30,169	26,516	19,119
46～50	29,356	25,508	18,059
51～55	28,842	25,090	17,610
56～60	28,326	24,671	17,160
61～65	27,936	24,306	16,764
66～70	27,545	23,941	16,368
71～75	27,272	23,611	16,007
76～80	26,998	23,279	15,644
81～85	26,769	22,970	15,304
86～90	26,539	22,661	14,964
91以上	26,247	22,368	14,640

⑤10人未満を入所させる乳児院	円
	57,655

定員	②地域小規模児童養護施設
	円
1施設あたり	41,421

定員	⑥母子生活支援施設		
	一般分	保育士加算	指導員兼事務員加算
世帯	円	円	円
10まで	40,483	2,063	
11～20	25,416	1,547	[1,547]
21～30	18,578	1,032	1,032

31 ~ 40	14,278	929	774
41 ~ 50	13,012	825	697
51 以上	11,747	722	619
母子生活支援施設		円	
10 世帯母子支援		3,095	
20 世帯母子支援		1,547	

[]書は 20 世帯分の単価

定員	⑦情緒障害児 短期治療施設
人	円
30 まで	23,359
31 ～ 35	21,627
35 ～ 40	19,894
41 ～ 45	19,000
46 以上	18,104

⑧ファミリーホーム	円 2,698
-----------	------------

定員	⑨自立援助 ホーム
人	円
6 まで	10,789
7 ～ 9	10,466
10 ～ 12	10,304
13 ～ 15	10,207
16 ～ 18	10,142
19 以上	9,723

⑩年少児加算分			
乳児	1 歳児	2 歳児	年少児
円	円	円	円
14,066	14,066	10,315	2,210

⑪小規模グループケア加算分			
定員	児童養護施設・児童自立支援施設	乳児院	情緒障害児短期治療施設
10 まで	—	14,150	—
11 ～ 15	—	9,430	—
16 ～ 20	—	7,070	—
21 ～ 25	—	5,660	—
26 ～ 30	4,710(※1)	4,710	4,710(※1)
31 ～ 35	4,040	4,040	4,040
35 ～ 40	3,530	3,530	3,530
41 ～ 45	3,140	3,140	3,140
46 ～ 50	2,830	2,830	2,830(※3)
51 ～ 55	2,570	2,570	—
56 ～ 60	2,350	2,350	—
61 ～ 65	2,170	2,170	—
66 ～ 70	2,020	2,020	—
71 ～ 75	1,880	1,880	—
76 ～ 80	1,760	1,760	—
81 ～ 85	1,660	1,660	—
86 ～ 90	1,570	1,570	—
91 ～ 95	1,490	1,490(※2)	—
96 ～ 100	1,410	—	—
101 ～ 105	1,340	—	—
106 ～ 110	1,280	—	—
111 ～ 115	1,230	—	—
116 ～ 120	1,170	—	—
121 ～ 125	1,130	—	—
126 ～ 130	1,080	—	—
131 ～ 135	1,040	—	—
136 ～ 140	1,010	—	—
141 ～ 145	970	—	—
146 ～ 150	940	—	—
151 以上	910	—	—

(※1)は 30 人までの単価

(※2)は 91 人以上の単価

(※3)は 46 人以上の単価

⑫里親支援専門相談員加算分		
定員	児童養護施設	乳児院
人	円	円
10 まで	—	3,885
11 ～ 15	—	2,590
16 ～ 20	—	1,943
21 ～ 25	—	1,554
26 ～ 30	1,295(※1)	1,295
31 ～ 35	1,110	1,110
35 ～ 40	971	971
41 ～ 45	863	863
46 ～ 50	777	777
51 ～ 55	706	706
56 ～ 60	648	648
61 ～ 65	598	598
66 ～ 70	555	555
71 ～ 75	518	518
76 ～ 80	486	486
81 ～ 85	457	457
86 ～ 90	432	432
91 ～ 95	409	409(※2)
96 ～100	389	—
101 ～105	370	—
106 ～110	353	—
111 ～115	338	—
116 ～120	324	—
121 ～125	311	—
126 ～130	299	—
131 ～135	288	—
136 ～140	278	—
141 ～145	268	—
146 ～150	259	—
151 以上	251	—

(※1)は 30 人までの単価

(※2)は 91 人以上の単価

⑬個別対応職員加算分	
10 人未満を入所させる乳児院	円
	3,438

⑬個別対応職員加算分	
定員	母子生活支援施設
世帯	
10 まで	2,063
11 ～ 20	1,547
21 ～ 30	1,032
31 ～ 40	774
41 ～ 50	619
51 以上	563

定員	⑭職業指導員 加算分	⑮ボイラー技士 雇上費加算分	⑯児童養護施設等特別指導費加算分	⑰乳児院（定員 40人以上）の 家庭支援専門 相談員加算分	⑱児童養護施設等指導員特別加算分
人	円	円	円	円	円
30 まで	1,032	18	23	—	23
31 ～ 35	884	15	20	—	20
35 ～ 40	774	13	17	[17]	—
41 ～ 45	688	12	15	15	—
46 ～ 50	619	11	14	14	—
51 ～ 55	563	10	12	12	—
56 ～ 60	516	9	11	11	—
61 ～ 65	476	8	11	11	—
66 ～ 70	442	8	10	10	—
71 ～ 75	413	7	9	9	—
76 ～ 80	387	7	9	9	—
81 ～ 85	364	6	8	8	—
86 ～ 90	344	6	8	8	—
91 ～ 95	326	6	7	7(※)	—
96 ～100	309	5	7	—	—
101 ～105	295	5	7	—	—
106 ～110	281	5	6	—	—
111 ～115	269	5	6	—	—
116 ～120	258	4	6	—	—
121 ～125	248	4	5	—	—
126 ～130	238	4	5	—	—
131 ～135	229	4	5	—	—
136 ～140	221	4	5	—	—
141 ～145	213	4	5	—	—
146 ～150	206	4	5	—	—
151 以上	200	3	4	—	—

[]書は 40 人分の単価

(※)は 91 人以上の単価

	⑲母子生活支援施設 特別生活指導費加算分	⑳母子生活支援施設（定員 40 世帯以上）の母子支援員、少年指導員加算分
世帯	円	円
10 まで	69	—
11 ～ 20	34	—
21 ～ 30	23	—
31 ～ 40	17	[875]
41 ～ 50	14	700
51 以上	12	583

[]書は 40 世帯分の単価

②心理療法担当職員加算分（児童養護施設、児童自立支援施設）			
定 員	常勤職員	常勤的非常勤	非常勤
人	円	円	円
30 まで	1,032	1,166	1,166
31 ～ 35	884	1,000	1,000
35 ～ 40	774	875	875
41 ～ 45	688	778	778
46 ～ 50	619	700	700
51 ～ 55	563	636	636
56 ～ 60	516	583	583
61 ～ 65	476	538	538
66 ～ 70	442	500	500
71 ～ 75	413	467	467
76 ～ 80	387	437	437
81 ～ 85	364	412	412
86 ～ 90	344	389	389
91 ～ 95	326	368	368
96 ～100	309	350	350
101 ～105	295	333	333
106 ～110	281	318	318
111 ～115	269	304	304
116 ～120	258	292	292
121 ～125	248	280	280
126 ～130	238	269	269
131 ～135	229	259	259
136 ～140	221	250	250
141 ～145	213	241	241
146 ～150	206	233	233
151 以上	200	226	226

㊸心理療法担当職員加算分（乳児院）			
定員	常勤職員	常勤的非常勤	非常勤
人	円	円	円
10 まで	3,095	3,499	3,499
11 ～ 15	2,063	2,333	2,333
16 ～ 20	1,547	1,749	1,749
21 ～ 25	1,238	1,400	1,400
26 ～ 30	1,032	1,166	1,166
31 ～ 35	884	1,000	1,000
35 ～ 40	774	875	875
41 ～ 45	688	778	778
46 ～ 50	619	700	700
51 ～ 55	563	636	636
56 ～ 60	516	583	583
61 ～ 65	476	538	538
66 ～ 70	442	500	500
71 ～ 75	413	467	467
76 ～ 80	387	437	437
81 ～ 85	364	412	412
86 ～ 90	344	389	389
91 以上	326	368	368

㊸心理療法担当職員加算分（母子生活支援施設）			
定員	常勤職員	常勤的非常勤	非常勤
世帯	円	円	円
10 まで	2,063	3,499	3,499
11 ～ 20	1,547	1,749	1,749
21 ～ 30	1,032	1,166	1,166
31 ～ 40	774	875	875
41 ～ 50	619	700	700
51 以上	516	583	583

定員	②看護師加算分 (児童養護施設)
人	円
30 まで	198
31 ～ 35	170
35 ～ 40	149
41 ～ 45	132
46 ～ 50	119
51 ～ 55	108
56 ～ 60	99
61 ～ 65	91
66 ～ 70	85
71 ～ 75	79
76 ～ 80	74
81 ～ 85	70
86 ～ 90	66
91 ～ 95	63
96 ～100	59
101 ～105	57
106 ～110	54
111 ～115	52
116 ～120	50
121 ～125	48
126 ～130	46
131 ～135	44
136 ～140	42
141 ～145	41
146 ～150	40
151 以上	38

③児童自立支援施設 通所部分	円 4,401
-------------------	------------

④情緒障害児短期治療 施設通所部分	円 6,569
----------------------	------------

別紙2

平成25年度 児童福祉施設等職員の本俸基準額

(単位：円)

区分	児童養護施設	児童自立支援施設	乳児院	母子生活支援施設	情緒障害児短期治療施設	ファミリーホーム	自立援助ホーム
所長	福(4-1) 271,400 福(2-33) 253,400	福(4-13) 298,200	福(4-1) 271,400	福(4-1) 271,400 福(2-33) 253,400	福(4-13) 298,200		
主任児童指導員	福(2-17) 230,112					福(2-17) 230,112	福(2-17) 230,112
児童指導員	福(2-5) 209,916		福(2-5) 209,916		福(2-17) 230,112		福(2-5) 209,916
職業指導員	福(1-25) 187,884	福(1-25) 187,884					
心理療法担当職員					福(2-5) 209,916		
児童自立支援専門員		福(2-17) 230,112 福(2-5) 209,916					
主任母子指導員				福(2-17) 230,112			
母子支援員				福(2-13) 223,584			
児童生活支援員		福(1-37) 206,754					
主任保育士	福(1-33) 201,348				福(1-41) 212,262		
保育士	福(1-29) 195,228		福(1-29) 195,228	福(1-25) 187,884	福(1-37) 206,754		
事務員	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000		
医師					医Ⅰ(2-5) 335,600		
家庭支援専門相談員	福(2-5) 209,916	福(2-5) 209,916	福(2-5) 209,916		福(2-5) 209,916		
個別対応職員	福(2-5) 209,916	福(2-5) 209,916	福(2-5) 209,916		福(2-5) 209,916		
看護師長			医Ⅲ(3-9) 242,200				
看護師	医Ⅲ(2-25) 222,300		医Ⅲ(2-25) 222,300		医Ⅲ(2-25) 222,300		
栄養士	医Ⅱ(2-5) 184,500	医Ⅱ(2-5) 184,500	医Ⅱ(2-5) 184,500		医Ⅱ(2-5) 184,500		
調理員等	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800		

(注) 1. この表は、予算積算上の給与格付を例示したものである。

2. 「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。

3. 「所長」欄の母子生活支援施設にあっては上段は21世帯以上、下段は20世帯以下であり、その他にあっては上段は51人以上、下段は50人以下の施設である。

4. 児童養護施設の主任児童指導員は、所長が4級以上の施設である。

5. 直接処遇職員のうち別に定める職種にあっては、上記表の本俸基準額と別に定める特殊業務手当基準額を加えたものを本俸基準額とする。

6. 直接処遇職員(医師、看護師を除く)にあっては当該俸給額その他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。

別紙 3

平成 25 年度 児童福祉施設等職員の本俸基準額

施設別	職 種	特殊業務手当基準額	
		調整数	基本額
児童養護施設	1. 主任児童指導員	1	9,200
	2. その他の児童指導員	1	9,200
	3. 保育士	1	7,800
	4. 職業指導員	1	7,800
児童自立支援施設	1. 児童と起居をともにする児童自立支援専門員	4	9,200
	2. 児童と起居をともにする児童生活支援員 (夫婦制の児童生活支援員を除く)	4	7,800
	3. その他の児童自立支援専門員	3	9,200
	4. 夫婦制の児童生活支援員	2	7,800
	5. 職業指導員	3	7,800
乳児院	1. 児童指導員	1	9,200
	2. 保育士	1	7,800
母子生活支援施設	1. 母子支援員	1	9,200
	2. 保育士	1	7,800
	3. 少年指導員	1	9,200
情緒障害児短期治療施設	1. 児童と起居をともにする児童指導員	4	9,200
	2. 児童と起居をともにする保育士	4	7,800
	3. その他の児童指導員	3	9,200
	4. その他の保育士	3	7,800
	5. 看護師	2	9,400
	6. セラピスト	1	9,200
	7. 医師	2	13,100
ファミリーホーム	1. 主任児童指導員	1	9,200
自立援助ホーム	1. 主任児童指導員	1	9,200
	2. 児童指導員	1	9,200

(注) 上記表に該当する職種の特殊業務手当基準額は、基本額に、調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額である。